

埼玉県指定出資法人あり方検討委員会事前ヒアリング
Aグループ（公財）埼玉県生活衛生営業指導センター 議事概要

1 開催日時 令和6年10月1日（火）15時03分～15時32分

2 開催方法 オンライン会議

3 出席者

（1）委員 伊藤（伸）委員、栗田委員、林委員

（2）県 ・事務局 行政・デジタル改革課 秋穂主幹、新井主査
・法人所管課 生活衛生課 田嶋主幹

4 ヒアリング内容

（委員）

センターは経営指導員3人と事務職員1人の計4人で運営しているということでしょうか。また、これらの職員は常勤か、交代制での出勤か。

（法人所管課）

そのとおりである。4人全てが常勤となっている。

（委員）

職員の平均年齢が高いが、定年はないということか。

（法人所管課）

定年はあるが、60歳未満については公募を行っても雇用条件に合わないことからなかなか応募がなく、60歳以上の応募が多いといった状況である。なお、雇用条件に年齢による制限はない。

（委員）

報酬体系は60歳未満も60歳以上も同じか。

（法人所管課）

そのとおりである。人件費には国の補助金を充当しており、国の補助金要綱に俸給の定めがある。この定めの中では年齢に関わらず年額で俸給が決まっている。ベースアップや役職手当などがないことから、60歳以上の方に単年度契約で更新してもらっている状況である。

（委員）

職員は本人の意思がある限り働き続けることができるということでしょうか。

（法人所管課）

そのとおりである。

（委員）

相談件数を見ると、職員が週5日勤務の場合、1日約7件の相談を受けるようになると思うが間違いないか。また、相談内容で1番多いのはどのようなものか。

（法人所管課）

相談件数は間違いない。相談内容は融資についてが多い。ただ、融資でもこの金額で融資をしてほしいという相談はそこまで多くないが、その前段階のこういったことをやりたいといったものも融資関連として含めると、全体の半分以上を占めるようになる。

(委員)

衛生面での相談はあまり多くないのではという気がしたかどうか。

(法人所管課)

保健所よりも気軽に相談しやすい面があるため、衛生面での相談もある。件数は融資ほど多くはないが、衛生面やその他労務関係の相談は10%程度となっている。

(委員)

融資、衛生、労務の3つのカテゴリーの相談をまとめて受けることができることについて、その優位性は評価できると考えるか。

(法人所管課)

それがこのセンターの一番の売りになる部分と考えている。生活衛生営業の営業者は個人事業者や小さな企業が多く、経営、融資、労務や苦情相談までを、センターで気軽にまとめて相談できることから、営業者にとって頼りになる機関であると思っている。

(委員)

相談者からの評価について、調査をしているものはあるか。

(法人所管課)

特別に調査はしていないが、当課が担当している生活衛生同業組合の組合員がセンターを利用しており、センターがなければ事業が成り立たないといった話をよく聞く。

(委員)

専門の方がセンターで長く勤務していると、組織が硬直化したり、知識の活性化が図られないといったところが心配だが、その辺りの評価はどうか。

(法人所管課)

職員で10年、20年勤める方は少なく、5年以内がほとんどとなっている。そういった方も全国生活衛生営業指導センターの講習や研修等でさらにレベルアップを図っており、また人の入れ替えも順次あるため、特に組織として硬直化しているといったところはないと考えている。

(委員)

法人として独立してあったほうがいいのか、それともどこか別のシステムの中でもできる可能性もあるのではと思うがどうか。

(法人所管課)

融資等の相談であれば商工会や商工会議所、衛生相談であれば保健所などへの相談も可能だが、やはり一括で気軽に相談できる、また営業者が衛生的な設備を整えて適切な営業を行うことで、県民が衛生的に優れた施設を利用できるという面により、生活衛生営業指導センターと生活衛生同業組合が法に規定されるほど重要と認識している。

保健所では、衛生面について金銭面を考えずに指導がなされる。また融資であれば、衛生面を考えずにどうすれば客が増えるかといった面が強くなってしまい、衛生基準、あるいは設備更新について、それぞれの専門家によりベクトルが変わる可能性があるため、その辺りをまとめて判断できるということが、センターの強みである。

(委員)

現在、組合員は何人いるのか。また、会費はいくらか。

(法人所管課)

組合員は6,088名である。会費は組合員によって異なり、数百円のところもあれば数千円のところもあるが、原則は月いくらと決まっている。

(委員)

サービス業と販売業と飲食業の3部門について、それぞれの相談の比率はどれくらいか。

(法人所管課)

いわゆる飲食店の関係の料飲業についてが約3分の1、美容業も3分の1、その他理容業や公衆浴場、クリーニング業などが残り3分の1というところである。販売業は組合員数が少ないため、相談件数も少ないという状況である。

(委員)

飲食業も販売業もHACCPのルールを守らなければいけない中で、HACCPジャパンが2年前に設立された。スキルの高さが要求されるようになってきた中、思い切ってその部分は保健所に任せてしまうほうが安全な気がしており、飲食業と販売業についてはセンターでの相談は必要ないのではと思う。飲食業と販売業以外の営業者、例えばホテル旅館や理容店、美容店、クリーニング店については地元の商工会議所や商工会で対応できるのではないかと。先ほど経営面での相談が多いとのことであったが、その部分は商工会議所や商工会で対応することとして、衛生面での相談が少ないのであれば、思い切ってセンターでの対応は止めて、保健所で行えばいいのではないかと。センターの経営相談員がHACCPをどこまで理解しているかということを見ると、保健所とセンターの指導内容にギャップが生じているように思えるが、どう考えるか。

(法人所管課)

飲食業や販売業の組合でもHACCPの手引きを作成し、組合員に周知して取り組んでいるところである。衛生面についてはもちろん保健所がメインで指導をしているが、センターの強みは衛生面を含めた融資や経営の相談ができることである。衛生面、経営面とそれぞれを区切って考えるとセンターは不要という考えもあるかもしれないが、やはり一括で気軽に相談でき、個人事業者や小さな企業に寄り添った支援ができるというところを重要視している。

(委員)

相談者からは経営に関する相談が多く、経営状況が悪化すると衛生水準も低下するというロジックで、センターによる指導・相談があると思っている。ただ、経営相談については先ほどもあったとおり、商工会議所や商工会でも行われているが、センターではどこまでの相談に応じているのか。

(法人所管課)

商工会議所や商工会ほどの経営のスペシャリストがいるわけではないため、商工会議所などを上回るとは言いえないが、逆に商工会議所などでは個々の飲食店の衛生基準や構造基準を逐一把握しているわけではないと思われる。そういった意味では融資や経営の相談、あるいは衛生基準や構造基準を把握しているセンターというところが強みであると認識している。

(委員)

事業点検シートに記載のあるアウトカムで、融資件数を中間成果のアウトカムとしているのは、衛生水準が保たれているからこそ経営相談ができて、公庫から融資が受けられる、こういうロジックでよいか。

(法人所管課)

それもあるが、設備を常に更新して衛生状態を確保していかなければならないというところに主眼を置き、融資件数・金額をアウトカムにしている。

(委員)

現在の中間成果としての融資件数は、資金使途に縛りのある融資と思ったほうがよいか。公庫には衛生水準を保つことを目的としていない融資もあるが、これも含まれているか。

(法人所管課)

基本的には全ての融資が含まれている。ただし、衛生水準を確保するためには当然構造設備の基準を満たさなければならず、この融資がないと設備の更新、あるいは新規開業もできないというところ

で、センターに相談をして融資を受けて、適切な設備更新を行い、衛生状態を保ってもらおうという趣旨である。

(委員)

今の話からは、設備を更新する際は融資を受ける比率が圧倒的に高い。ただし、設備の更新以外での融資も当然あると思う。例えば美容室で新しい最新のパーマの機械を導入する、これも融資案件に当たると思うが、それは衛生面に配慮した設備更新でもないのでは。

(法人所管課)

どう捉えるかということもあるが、最新の機器のほうがより衛生面に配慮しているものが多いと思われる。壊れてもごまかして使用している場合もあり、特に水回りは配管の衛生上問題になるケースもある。全てが衛生面に関する融資かと言われると難しいが、トータルで見ると衛生水準を維持するために必要と判断している。

(委員)

衛生面で考えると先ほどの HACCP によって衛生基準は高くなっており、HACCP をクリアすれば衛生面での健全性が高められている。経営面の話は少し違いがあり、先ほどの商工会議所や商工会、また融資や補助を考えたときには中小企業庁を始めとする様々なものがあるため、そこは分担が必要になってくると思っている。生活衛生同業組合だからセンターに相談するだけでなく、今はどんどん多様化してきていると感じている。

もう一つ、相談件数が約 1,500~1,600 件となると、経営指導員が 3 人いるため、単純割りでは 1 日当たり 3、4 件になり、これは決して多いとは言えないと思うが、実態としてどうか。

(法人所管課)

相談事業のみを実施しているわけではなく、研修会の開催や全国生活衛生営業指導センターからの委託業務など様々な業務を行っているため、実際にはこの人がこの日は相談対応がメインとなれば、他の職員は別の業務を行うというケースもある。相談件数は、近県では 600~700 件となっており、埼玉県の 1,500 件はかなり多いほうである。神奈川でも埼玉県より件数は少ないと聞いている。

(委員)

この相談事業には人件費が 2,000 万円充てられているが、これは経営指導員 3 人分全額というわけではなく、他の事業の分がこの 2,000 万円とは違うところを出ているということか。

(法人所管課)

人件費は基本的にこの相談事業の分で賄っており、他は事業費に回せる程度しか収入を得られず、厳しい経営状況ではある。

(委員)

相談事業は対面で行っているのか。

(法人所管課)

対面や電話がメインである。

(委員)

例えば事業者データをデータベース化して AI が分析することで、こういう課題のある事業者であればこういう改善ができるということはある程度パターン化する、このようなことがセンターでも導入できるのではないかと思う。すぐにこの技術が使えるというわけではないが、今までの相談をデジタル技術を利用して AI に組み込ませて、こういう相談や経営状況、衛生状況であればこの後このような融資をするというような、データに基づいたパターン化した指導ができるようになるのではと思う。